

町からの文書の表示について

町では、9月25日から当面の期間、町長職務代理者を置くことにしました。
この期間に町が発行する各種証明書や通知などの文書は、那須町長の呼称ではなく、那須町長職務代理者の呼称が表示されます。文書の効力に変わりはありませんので、ご注意ください。
不明な点がある場合は、文書を発行する担当の課にお問い合わせください。

年末調整説明会 軽減税率制度説明会を 開催します



【年末調整説明会】

説明会では、事前に送付した「年末調整のしかた」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明しますので、出席の際はご持参ください。また、年末調整関係用紙、法定調書の用紙が不足する場合には会場でお渡ししますので、受付で担当者に申し付けください。

【消費税軽減税率制度説明会】

説明会で使用する資料は、当日受付で配布します。説明会終了後、アンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。
※両説明会とも、対象地域の会場（日時）に出席できない場合には、他の会場（日時）に出席することができません。

▼問合せ

大田原税務署法人課税第一部門
☎0287・22・3115
音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

開催日	説明会	開催時間	開催場所	対象地域(者)
11月13日(月)	年末調整	13:00~15:00	那須野が原ハーモニーホール 小ホール 大田原市本町1-2703-6	大田原市
	軽減税率制度	15:15~16:30		
11月14日(火)	年末調整	13:00~15:00	那須町文化センター 小ホール 那須町大字寺子乙2567-10	那須町
	軽減税率制度	15:15~16:30		
11月15日(水)	年末調整	13:00~15:00	那須塩原市黒磯文化会館 小ホール 那須塩原市上厚崎490	那須塩原市
	軽減税率制度	15:15~16:30		

住宅用太陽光発電システムの 設置費補助を行っています

町では地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、設置費用の補助を行っています。是非ご活用ください。

▼補助金の額 1誌あたり3万円
(限度額10万円)

▼補助対象となる太陽光発電システム 次の要件をすべて満たすもの

- ・住宅等に設置する太陽光エネルギーを電気に変換するシステムであるもの
- ・低圧配電線と逆流方式で連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10誌未満の太陽光発電システムであるもの
- ・未使用品であるもの

▼補助対象者 次の要件をすべて満たす方

- ・自ら居住する住宅または居住しようとする住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限り）に太陽光発電システムを設置する方
- ・電力会社と太陽光発電システムに係る電力受給契約を締結し、申請年度中に電力受給を開始する方

・実績報告時に、太陽光発電シ

テムによる電気の供給を受ける住宅に住民票を有する方

- ・世帯全員が、現住所等において当該年度および前年度に課税された税等に滞納がないこと。

※補助は、1住宅につき1回、かつ、1申請者あたり1回限りです。

※既に工事着工・設置された方は補助対象とはなりません。

▼申込方法 環境課窓口で配布している交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。なお、代理人が申請する場合は委任状と印鑑証明書を添付してください。

※予算が無くなりしだい終了となります。なお、電話での受付はできませんのでご了承ください。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 環境課環境保全係
☎⑦6916

